

「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ

別紙ベース・レジストリ・ロードマップ」

(デジタル・ガバメント閣僚会議 令和2年12月25日)

(抜粋)

1 概要

1. 4 ベース・レジストリおよび関連事項の定義

1) ベース・レジストリの定義

(中略)

ベース・レジストリを必要とする分野は社会全体で広範にわたる。すべてを対象とするのではなく、社会的インパクトが大きいところからベース・レジストリの指定を段階的に行っていくことが重要である。また、そのデータの詳細度等の実現レベルやIoTデータ、リアルタイムデータの扱いなど、対象の詳細化を図っていくことが必要である。

2 ベース・レジストリの選定とルールを検討

2. 3 重点整備対象候補

現在の国内のデータ整備状況、ニーズ、選定基準から、具体的な検討対象データは以下のようなデータ項目が想定される。

a)個人

b)法人

c)不動産

d)文字

e)住所

f)法律

g)制度

h)資格

i)地図

j)郵便番号

k)公共施設

l)その他（インフラ等）

3 アクション

ベース・レジストリ候補を選定した上で、重点的にデータ整備を進めていくこととなる。

さらに、ベース・レジストリ全体の整備を効率的、効果的に推進していくため、以下のアクションを実施していく。

3. 1 データ整備

選定基準に基づき、重点整備対象の情報のデータホルダーの関係府省では、対象データについて課題整理と整備等の方向性の検討を2021年6月末までに行う。また、IT 総合戦略室はベース・レジストリを2021年3月末までに指定を行うとともに、取組状況等を半年ごとに公開していく。さらに、住所や法人（事業所等）情報は大きなニーズがあることから先行プロジェクトを計画し2021年度中の運用を目指していく。

文字、郵便番号は、民間のデータであり、ベース・レジストリの一環として利用を推奨していく。